

業務指示書

ドミニカ共和国北シバオ地域における地方自治体計画策定能力強化プロジェクト

第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA)が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等(以下「コンサルタント」という。)に実施を委託する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントは、この業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとしします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2017年2月8日 12時 まで

問合せ先： 調達部 契約第一課 石岡 秀敏 Ishioka.Hidetoshi@jica.go.jp

質問に対する回答： 2017年2月13日 までに機構ホームページ上に行います。

第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

第4 競争上の条件

1 競争参加資格要件

(1) 以下のいずれかに該当する者は、JICA契約事務取扱細則(平成15年細則(調)第8号)第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人(補強を含む。)となることも認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させていただきます。

1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更正法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない法人をいいます。

2) 「独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程」(平成24年規程(総)第25号)第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社会的勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

3) 「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」(平成20年規程(調)第42号)に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取り扱います。

① 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。

② 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)の翌日以降から、契約相手確定日(契約交渉順位決定日)までに措置が開始される場合、競争から排除する。

③ 契約相手確定日(契約交渉順位決定日)の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。

④ 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) JICA契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。共同企業体の構成員についても、以下の資格要件を求めます。

1) 全省庁統一資格

平成28・29・30年度全省庁統一資格を有すること。同資格を有していない場合は機構の「簡易審査」を受けていること。

「競争参加者資格審査」の詳細については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」(<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>)を参照のこと。

2) 日本登記法人

取引の安全性を確保するため、競争参加資格要件として、日本国における登記法人であることを求めています。しかしながら、独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号）第13条第1項第8号及び9号に基づき実施される業務であって、かつ、登記法人であることを求めることにより競争が著しく制限される等の可能性がある場合、これを求めない場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

(○) 日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人（以下「本邦登記法人」という。）であること。

() 法人格を有すること（本邦登記法人であることを求めない。ただし、本邦登記法人でない場合には、契約交渉に際し、本邦外における登記簿写しの提出を求めることがあります）。

3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務のTOR (Terms of Reference) を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・調査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人（補強を含む。）となることも認めません。

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 以下の者については、競争への参加を認めません。

2 共同企業体の結成の可否

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() 認めません。

() 認めます。

(○) 認めます。ただし業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

() 者までの共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付してください。

注3) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

3 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。なお、業務主任者については、補強の配置を制限する場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

(○) 業務主任者(総括)については補強を認めません。

() 業務主任者(総括)については補強を認めます。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。

注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 業務管理グループ(第5の3参照)では、制度の主旨から補強を認めていないため、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者(副総括)の配置が認められません。

注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては、同意書をプロポーザルに添付してください。

評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。

注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳団員については、補強を認めます。

4 外国籍人材の活用

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 外国籍人材の活用を認めます。

() 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

(○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの

・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

第5 プロポーザルに記載されるべき事項

1 コンサルタントの経験、能力等

(1) 類似業務の経験

(2) 業務実施上のバックアップ体制等

(3) その他参考となる情報

注) 類似業務：地方分権化あるいは地方自治体能力強化に係る各種業務

2 業務の実施方針等

(1) 業務実施の基本方針等

(2) 業務実施の方法

(3) 作業計画

(4) 要員計画

(5) 業務従事者毎の分担業務内容

- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1) と (2) を併せた記載分量は、30 ページ以下としてください。

注2) (4) 要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、又は遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定します。なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認します。

3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

(1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

（各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

（ ） 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

（○） 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は1名を上限とする。

注) 業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点の加点を行います。（「第9 プロポーザルの評価」参照）。

(2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

【業務主任者（総括／地域開発計画制度構築）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

- 1) 類似業務の経験：行政能力強化に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：ドミニカ共和国 または中南米での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：スペイン語
- 4) 業務主任者等としての経験
- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 参加型地域開発】

- 1) 類似業務の経験：参加型計画策定に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：ドミニカ共和国 または全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：スペイン語
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者2】

業務従事者は想定していません。

第6 競争参加資格要件の確認及びプロポーザルの提出手続き

1 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」(<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>)に示す資格確認手続きを行った上で通知される「整理番号」をプロポーザルに記載して頂くことにより、確認します。

その他の資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し、確認します。

2 プロポーザルの提出期限、提出場所等

(1) 提出期限：2017年2月17日 12時

(2) 提出方法：郵送又は持参（郵送の場合は、上記提出期限までに到着するものに限ります。）

(3) 提出先・場所：

・郵送の場合

〒102-8012

東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル

独立行政法人国際協力機構 調達部

・持参の場合

二番町センタービル1階調達部受付（調達カウンター）

(4) 提出書類：プロポーザル 正1部 写5部

見積書 正1部 写1部（次項第7参照）

注）郵送の場合、「各種書類受領書」の提出は不要です。

3 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

(1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき

(2) 提出されたプロポーザルに記名・押印がないとき

(3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき

(4) 競争参加資格要件を満たさない者がプロポーザルを提出したとき

(5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき

(6) 虚偽の内容が記載されているとき

(7) 前各号に掲げるほか、本業務指示書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出してください。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

- (○) 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成してください。
- () 航空運賃については、安全対策上等の必要性に基づき、ZONE-PEX運賃 (エコノミークラス) 又は正規割引運賃 (ビジネスクラス) ではなく、認められるクラスの普通運賃を上限として見積もることを認めます。

なお、見積のうち下記については、別見積としてください。

- (1) 旅費 (航空賃)
- (2) 旅費 (その他: 戦争特約保険料)
- (3) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
- (4) その他 (以下に記載の経費)

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

(DOP 1 = 2.565780 円 , US\$1 = 117.382000 円 , EUR1 =122.707000 円)

第8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価を行うために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

() プレゼンテーションは実施しません。

(○) プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、

() 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(○) 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。なお、業務主任者又は副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者又は副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期: 2月22日(水) 8:30 ~ 10:30
(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所: JICA本部 (麹町) 227会議室

(3) 実施方法:

- 1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
- 2) プロジェクタ等機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、機材の設置に係る時間は、上記1)の「プレゼンテーション10分」に含まれます。
(以下、各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

() 上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。

(○) 海外在住・出張等で当日JICAへ来訪できない場合、下記の何れかの方法により上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。その際、a) 電話会議による出席を最優先としてください。実施日時は上記(1)で指定された日時です。

a) 電話会議

通常の電話のスピーカーオン機能による音声のみのプレゼンテーションを認めます。コンサルタント等からJICAが指定する電話番号に指定した日時に電話をしてください。通話にかかる費用は、通話にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。

b) Web会議システム (<http://jica.webex.com/>)

インターネット回線を用いてJICAが提供するWeb会議システムに接続します。接続先のURLや接続に係る初期設定については、調達部契約第一課・第二課より連絡します。

注) Skype等のIP通信サービスは利用できません。

c) テレビ会議システム

ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続します。テレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。プロポーザル提出時に、接続先等（接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号）を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとします。

注) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。

第9 プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2016年7月）」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

プロポーザル評価表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括／地域開発計画制度構築
参加型地域開発

2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

53.25 M/M

技術評価の点が70点未満の評価となった場合は、失格となります。

なお、評価の確定に際しては、技術評価で70点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されますので、ご注意ください。

(1) 若手育成加点

業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く。）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが総括でも可）、一律3点の加点（若手育成加点）を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。（年齢は当該年度（公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。）4月1日時点での満年齢とします。）

若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2016年7月）」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

(2) 価格点

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を加味して交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。価格点の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン(2016年7月)」の別添資料4「価格点の算出方法」を参照ください。

2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、2017年3月10日(金)までに評価を確定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を当機構ホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。基準点に達しないものについては、「基準下」とのみ記載する。

- ① コンサルタント等の法人としての経験・能力
- ② 業務の実施方針等
- ③ 業務従事予定者の経験・能力
- ④ 若手育成加点*
- ⑤ 価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ

第10 その他

1 配布・貸与資料

JICAが配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル(正)及び見積書(正)は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザルの作成にあたっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成ガイドライン」:

当機構ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>調達ガイドライン コンサルタント等の調達 >コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン

(URL: http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

(2) 業務実施契約に係る様式:

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約

(URL: http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

(3) 規程：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」規程」

(URL : <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン (コンサルタント等契約)：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL : <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報をJICAホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先 (共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。)

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、JICAで役員を経験した者が再就職していること、又はJICAで課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. JICAとの間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、JICAでの最終職名 (氏名は公表しない。)

イ. 契約相手方の直近の財務諸表におけるJICAとの取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占めるJICAとの間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) JICAの役職員経験者の有無の確認日

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

8 資金協力本体事業等への推薦・排除

本件業務に基づき実施される資金協力本体事業等については、利益相反の排除を目的として、本体事業等への参加が制限されます。また、無償資金協力を想定した協力準備調査については、本体事業の設計・施工監理(調達管理を含む。)コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦することとしています。

(以下、各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() 本件業務は、無償資金協力事業を想定した協力準備調査に当たります。したがって、本件事業実施に際して、以下のとおり取り扱われます。

1. 本件業務の受注者は、本業務の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理(調達補助を含む。)コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦します。ただし、受注者が無償資金協力を実施する交換公文(E/N)に規定される日本法人であることを条件とします。
本件業務の競争に参加する者は、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン(2016年10月)」に示されている様式5(日本法人確認調書)をプロポーザルに添付して提出してください。ただし、同調書は本体事業の契約条件の有無を確認するもので、本件業務に対する競争参加の資格要件ではありません。
2. 本件業務の受注者(JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社の他、業務従事者個人を含む。)及びその親会社/子会社等は、本業務(協力準備調査)の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理(調達補助を含む。)以外の役務及び財の調達から排除されます。

- () 本件業務は、有償資金協力事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社／子会社等を含む。）は、本業務の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び材の調達から排除されます。
- () 本件業務は、フォローアップ事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務の結果に基づき当機構がフォローアップ事業を実施する場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び材の調達から排除されます。

9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご留意ください。

以 上

プロポーザル評価表

ドミニカ共和国北シバオ地域における地方自治体計画策定能力強化プロジェクト

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(30.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	14.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	12.00	
(3) 要員計画等の妥当性	4.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(60.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力／ 業務管理グループの評価	(40.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
①業務主任者の経験・能力 総括／地域開発計画制度構築	(32.00)	(13.00)
ア) 類似業務の経験	12.00	5.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	4.00	1.00
ウ) 語学力	6.00	2.00
エ) 業務主任者等としての経験	6.00	3.00
オ) その他学位、資格等	4.00	2.00
②副業務主任者	(-)	(13.00)
カ) 類似業務の経験	-	5.00
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	1.00
ク) 語学力	-	2.00
ケ) 業務主任者等としての経験	-	3.00
コ) その他学位、資格等	-	2.00
③体制、プレゼンテーション	(8.00)	(14.00)
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション	8.00	8.00
シ) 業務管理体制	-	6.00
(2) 業務従事者の経験・能力： 参加型地域開発	(20.00)	
ア) 類似業務の経験	10.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力	4.00	
エ) その他学位、資格等	4.00	
(3) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(4) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[100.00]	

【第2 業務の目的・内容に関する事項】

1. プロジェクトの背景

ドミニカ共和国は1990年代以降高い経済成長を遂げ、2000年以降の平均経済成長率は約5%、一人当たりGNIは6,000ドル超の中等所得国となった。しかし、こうした急速な経済成長は必ずしも同様の速度で貧困削減や社会開発をもたらすには至らず、依然として極度の貧困や社会格差がみられる。貧困と格差を解消し、公平な繁栄をもたらすため、より包括的な経済成長と社会開発を促す政策実施が必要である。

上記課題を踏まえた政策を実施する上で、行政機能と能力の強化は不可欠であり、2000年代半ばに、同国政府は行財政改革を推進する中でより効果的なガバナンスの促進と公共政策の効果向上に向けた法律や施行細則を制定し、中央・地方における行政組織の管轄範囲及びその手法を改革してきた。例えば、2006年に承認された法律第498-06号「計画・公共投資システム法」(Sistema Nacional de Planificación e Inversión Pública) (以下、「SNPIP」という。)は、公共投資を計画的かつ効果的に活用することで、経済成長とそれによって得られる利益を、国民に公平に分配することを目的にしている。この目的を達成するため、政策の制定、中長期的な目標の設定、計画の策定とその実施を、政府を中心とする全ての公的機関に求めている。さらに、ステークホルダーにより構成される開発評議会の設置及びそれら開発評議会による地域ニーズに基づいた計画策定のしくみを定めており、また、法律第176-07号「地方自治法」(2007年成立)では地方自治体が主体的に開発計画を策定することが定められている。加えて、SNPIPでは、教育省や保健省などセクター省庁毎に異なっている行政区分を「地域(Region)」として共通化する「共通地域区分法」を策定することを指示している。この法案は国会審議中で、2016年5月の総選挙で再選された現大統領から迅速な取り組みが指示されていることから、近々成立する見通しである。

SNPIPは参加型アプローチを採用しており、管轄省庁であるドミニカ共和国経済企画開発省(以下「MEPyD」という。)が進める計画策定に導入されている。同国政府の要請を受けて、SNPIPの実施促進に必要な市レベルの能力強化を図るため、2012年から2015年にかけてJICAはMEPyDを実施機関とする技術協力「地方自治体計画策定能力強化プロジェクト(Proyecto de Desarrollo de Capacidades para la Eficiente Planificación y Gestión del Desarrollo Territorial de la Provincia de Dajabon)」(以下、「DECADA」という。)を実施した。同プロジェクトの協力期間の前半には、同国北部に位置する北シバオ地域のダハボン県全5市において市開発評議会(Consejo Municipal de Desarrollo) (以下「CMD」という。)の設置と市開発計画(Plan Municipal de Desarrollo) (以下、「PMD」という。)の策定支援及びPMDに基づく公共事業実施に関する技術的支援が行われ、市レベルでのニーズに基づく計画的な公共事業実施が促進された。しかしながら、ローカルニーズを中央政府の事業計画に反映するしくみについては、SNPIPに定められているものの、実務的な体制整備が進んでいないことが明らかとなったため、後半期間には、3つのパイロットセクター省庁(観光省、農業省及び社会政策調整委員会)とダハボン県5市の当該セクター代表が協議する場(通称、「セクター技術テーブル」という。)を設け、セクター省庁の

既存事業や新規事業への反映の検討など、中央政府が各セクターで策定する年間事業計画にローカルニーズを反映する活動を実施した。その結果、ダハボン県各市における計画及び実施能力の向上や、パイロットセクター省庁の県レベルの協議への参画、SNPIP 実施の主たる責任部署である MEPyD の計画次官が担う 3 局(国土開発局=DGODT、公共投資局=DGIP、経済社会開発局=DGDES 以下、3 局を総じて「計画次省」という。)間の調整改善及び MEPyD とセクター省庁との間の調整メカニズムの創出といった成果を得ており、今後更に SNPIP のより広範囲での実施促進が期待されている。

SNPIP 実施の現状としては、全国の 59%の市で CMD が形成され、37%の市で PMD が策定されているのに対し、県開発評議会 (Consejo Provincial de Desarrollo) (以下、「CPD」という。)は全国 31 県のうち 3 県で形成されているのみであること (2016 年 6 月現在、MEPyD 計画次省調べ)、また、地域 (Region) レベルでは開発評議会は全く形成されていないことから、市レベルでの取り組みは進んでいるものの、DECADA で取り組んだような実務的な体制整備が進んでいないために、県や地域 (Region) レベルの取り組みには至っていないといえる。ダハボン県を含む北シバオ地域の 7 県においてもその取り組みにはばらつきが見られ、ダハボン県、モンテクリスティ県及びサンティアゴ・ロドリゲス県では全ての市において CMD が形成され、1 市を除き PMD も策定しており、バルベルデ県においても CMD の形成と PMD の策定が進められている。一方で、残りの 3 県 (サンティアゴ県、エシパイジャト県及びプエルトプラタ県) では、各市への支援が行き届かないこと等の理由により、CMD が形成されていない市も散見される。

先行プロジェクト DECADA を通じ、ダハボン県 5 市においては市レベルの開発計画策定能力が向上するとともに、SNPIP 実施能力が一定程度強化されてきており、今後 MEPyD による全国レベルでの SNPIP 運用が期待されている。その際、依然課題となっているのが、①SNPIP が定める地域レベルでの計画策定、②ボトムアップアプローチで抽出された市のニーズに基づく開発事業実施のための予算の確保、③持続的かつ実現可能な実施体制の整備である。

以上を踏まえ、ドミニカ共和国政府は、ダハボン県で得られた経験や知見、人材などを十分に活用して、同県を含む北シバオ地域レベルに拡大する形でこれら 3 つの課題に取り組み、将来的な SNPIP の全国展開を見据えた体制構築・機能強化を図ることを目指す技術協力プロジェクト「地方自治体計画策定能力強化プロジェクト (フェーズ 2)」の実施を我が国に要請してきた。

これに対し JICA は 2016 年 6 月に詳細計画策定調査の実施を通じてプロジェクトの詳細を協議し、2016 年 8 月のドミニカ共和国新政権発足後の政府人事異動に伴う修正および詳細計画策定調査時の合意に基づく案件名称の変更 (新案件名称「北シバオ地域における地方自治体計画策定能力強化プロジェクト」) を経て、2016 年 12 月 21 日に技術協力事業合意文書 (R/D) に署名した。。

2. プロジェクトの概要

目標及び成果

(1) 上位目標

全国レベルでローカルニーズに基づいた地域別戦略計画の策定を促進する体制が整備される。

(2) プロジェクト目標

プロジェクト対象地域において、MEPyD、セクター省庁及び CMD を含む地方自治体（市）によって、ローカルニーズに基づいた SNPIP の適用が促進される。

(3) 期待される成果

成果1： PMD に基づいてローカルニーズを地域レベルで集約するしくみが構築される。

成果2： 地域（Region）レベルで集約された地域のニーズがパイロットセクター省庁の計画（年間事業計画、省戦略計画、公共投資国家計画など）に反映されるしくみが構築される。

(4) 活動の概要

【成果1に係る活動】

- 1-1：ダハボン県の各市で実施された、DECADA プロジェクトの現状を確認し、必要なフォローアップ活動を行う。
- 1-2：対象地域の各市における SNPIP 実施状況を分析する。
- 1-3：先行サブリージョン¹において、SNPIP に基づいたローカルニーズの集約が行われる。
- 1-4：残りの3県²において、SNPIP に基づいたローカルニーズの集約が行われる。
- 1-5：MEPyD 国土開発局（DGODT）が主導する地域開発委員会（GRD）の形成を支援する。
- 1-6：先行サブリージョンと残りの3県で集約されたニーズを合わせて、地域レベルにニーズを集約する。
- 1-7：活動 2-6 で作成される地域戦略計画（PER）策定の際に、地域のニーズの提案と GRD による承認を支援する。
- 1-8：実施された成果1の活動結果に基づいて、SNPIP の全国展開を想定した「地域レベル支援体制構築マニュアル」を作成する。

【成果2に係る活動】

- 2-1：DECADA プロジェクトでパイロット省庁と共に実施した活動の成果を分析・理解する。
- 2-2：パイロット省庁を決定する。
- 2-3：決定したパイロットセクターで、中央セクター技術テーブルを形成する。
- 2-4：中央セクター技術テーブルが、サブリージョン4県のニーズに基づいた県ごとの戦略計画（PEPs）を作成・実施する。

¹ プロジェクト対象の7県のうち、CMD 形成と PMD 策定が進んでいるモンテクリスティ県、バルベルデ県、ダハボン県、サンティアゴ・ロドリゲス県の4県

² プロジェクト対象の7県のうち先行サブリージョン4県以外のプエルトプラタ県、エシパイジャト県、サンティアゴ・ロドリゲス県の3県

- 2-5: 残りの3県のニーズに基づいた県ごとの戦略計画(PEP)を作成する。
- 2-6: 中央セクターテーブルが、活動1-7で作成される地域レベルニーズを検討したうえで、セクターごとに対象7県のPEPを統合する形で地域戦略計画(PER)案を作成する。
- 2-7: 活動結果に基づいて、「地域戦略計画策定ガイドライン」を作成する。

(4) 対象地域

ドミニカ共和国北シバオ地域7県の41市

(①モンテクリスティ県、②プエルトプラタ県、③バルベルデ県、④エシパイジャト県、⑤ダハボン県、⑥サンティアゴ・ロドリゲス県、⑦サンティアゴ県を対象とする。)

(5) 相手国関係者

1) 実施機関

経済企画開発省(MEPyD)

2) 本プロジェクトの受益者(ターゲットグループ)

直接受益者: 北シバオ地域41市の職員及び市、県、地域(Region)の各レベルの開発評議会、経済企画開発省(MEPyD)およびパイロットセクター省庁(農業省、商工省、ほか)のSNPIP関係職員

間接受益者: 北シバオ地域7県の住民(約190万人)

3. 業務の目的

「ドミニカ共和国北シバオ地域地方自治体計画策定能力強化プロジェクト」に関し、当該プロジェクトに係るR/D(Record of Discussions)に基づき業務(活動)を実施することにより、期待される成果を発現し、プロジェクト目標を達成する。

4. 業務の範囲

本業務は、2016年12月21日に署名されたR/Dに基づき実施されるプロジェクトにおいて、「3. 業務の目的」を達成するため、「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「6. 業務の内容」に示す事項の業務を行い、「7. 成果品等」に示す報告書等を作成するものである。併せて受注者は、プロジェクト全体の進捗、成果の発現を把握し、必要に応じプロジェクトの方向性について、機構に提言を行うことが求められる。

5. 実施方針及び留意事項

(1) MEPyD 地域事務所機能について

本プロジェクトは、ローカルニーズを地域レベルで集約し、セクター関係省庁との調整を図ることによってそれを最大限実現させていく仕組みを構築するものである。その前提として各県でとりまとめられた市のニーズを集約したり、セクター省庁などの関係機関と調整したりする機関

が必要となる。これが MEPyD 地域事務所に求められる機能である。しかし、MEPyD 地域事務所については、その設置が SNPIP で規定されているものの、まだ実現に至っていない。本プロジェクトの実施において、取り急ぎパイロットサイトである北シバオ地域に地域事務所を設置する（最低限そのための要員を確保する）ことになっており、これが本プロジェクトを実施する重要な前提条件となる。一方で、これから新たに地域事務所が設置されることもあり、地域事務所に多くの機能を期待することは容易ではないため、当面は地域内の関係アクターが動くための総合調整機能を果たすことが必要となる。

(2) セクター計画との調整について

本プロジェクトでは、ローカルニーズを集約しセクター省庁の事業計画に反映し、セクター省庁による事業実施につなげることをめざし、セクター技術テーブル（中央レベル）及び合同技術会議（地域（Region）レベル）を設置することにより調整を促進する計画である。この際、留意すべきは、合同技術会議においては各セクターの戦略や取り組むべき中核的な課題とローカルニーズをすり合わせるにより、より効果的で円滑な予算配置・事業化に結びつけることである。SNPIP の適切な導入による地域ニーズに沿った開発が貧困と格差の是正に貢献することを念頭に本事業を実施することを踏まえ、ニーズのすり合わせの際には、貧困層や社会的弱者の裨益にも十分配慮する必要がある。また、2016 年 6 月に実施した本プロジェクトの詳細計画策定調査（調査時名称「ドミニカ共和国地方自治体計画策定能力強化プロジェクト（フェーズ 2）詳細計画策定調査」）では、セクター省庁側から、セクターの戦略に沿ったニーズには対応がしやすく、自省の事業計画にも取り入れやすいとのコメントがあった。すべて「セクターの戦略ありき」で進める、ということではないが、まずセクター省庁の参加を得て、セクター省庁を巻き込んだ SNPIP 実施の仕組みを構築していくためには、セクター省庁が対応しやすく、かつセクター省庁側にも「地域の望む事業を効果的に実施できる」というメリットのあるアプローチを展開していくことが必要となる。

(3) 地域における協力機関への研修の実施について

本プロジェクトでは、地域における活動実施を全て主管官庁である MEPyD が行うことは現実的ではないことから、支援体制として全国自治体連合会（Federación Dominicana de Municipios, 以下「FEDOMU」という）をはじめとする関係機関との協力・連携により実施することとなる。その際、DECADA で培った教訓や成果を活用し、効果的な GMD の形成及び PMD の策定を推進していくため、これら協力機関に対して研修を行っていくことが必要となる。

(4) 市長、市役所の意欲向上と連携の強化について

SNPIP では、GMD の議長は市長が務めることと規定されているが、一部の既存の CMD では必ずしもこの規定に則っておらず、両者の関係が良好でないケースが見受けられる。しかし、市長と CMD が方向性を共有することで、必要な公共投資事業の実施につながる可能性が高められ、同時

に、ニーズに基づく事業が実施されれば市長や市役所に対する住民からの信頼が高まるという良い循環が生じると考えられる。したがって、CMD で取りまとめられた開発事業の円滑な実施には、こうした市長・CMD（地域住民を含む）間の良好な関係構築が非常に重要である。本プロジェクトの活動を展開していく際には、地域住民・CMD に対して活動の意義を理解してもらうよう働きかけると同時に、市長や市役所に対しても同様の働きかけを行うことで、両者の意欲向上と連携の強化を促していくことが重要である。

（５） 市長間、CMD 間の経験共有・情報交換の重要性について

DECADA では、ダハボン県内 5 市が同時に活動を開始したこと、また、市連合体 (Mancomunidad) が存在し、5 市の取組みについて情報交換や経験共有を行ったことで、協力や良い意味での競争・刺激を促すことにつながった。その結果、県内 5 市の CMD 間の絆が生まれ、他市の課題などへの関心も高まり、協力する事例も見られるようになった。本プロジェクトでは、対象地域が 7 県 41 市に拡大され、また、既に取組みが進んでいる市もあれば、CMD が形成されていない市もあるなど取組み状況にはバラつきがみられるが、良い事例の共有や成功のヒントを互いに学習したり、或いは他市の取組みに刺激を受けたりすることで対象地域全体の取組みが促進されると期待される。また、効果的な CMD 形成及び PMD 策定には、自治体の長である市長のリーダーシップが不可欠であることから、市長の意識・意欲の向上を図るため市長間の交流機会を設けることも重要と考えられる。

（６） ファシリテータの活用について

本プロジェクトにおいては、先行した DECADA で実施したようにプロジェクトで雇用した人材（ファシリテータ）が対象各市において CMD 形成段階から支援する形態はとらず、MEPyD が中心となり、FEDOMU や LMD など地域に活動拠点やリソースを有する国内組織と協力・連携することにより地域での活動を展開していく体制をとる計画である。しかしながら、経験を有し、DECADA の要点を十分に理解しているファシリテータがダハボン県にいたことから、彼らを本プロジェクトにおいても地域の支援体制の一員として活用していくことが効果的と思われる。MEPyD 側もこの点については意見を同じくしており、積極的な活用が期待される。

（７） 自治体の規模によるアプローチの相違について

本プロジェクトにおいては、対象地域が 7 県 41 市に及ぶ。その中にはドミニカ共和国第二の都市であるサンティアゴ市（人口 55 万人）やプエルトプラタ市（人口 12 万人）、モカ市（人口 9 万 2 千人）といった人口 10 万人を超える（或いは 10 万人に迫る）大規模な都市を含んでいる。DECADA プロジェクトでは、対象 5 市のうち最大のダハボン市でも人口 2 万 3 千人と比較的小規模な都市を対象としていたことから、本プロジェクトにおいては自治体の規模により異なるアプローチを求められる可能性が高い。特にサンティアゴ市は、多くの産業集積があり、また計画策定の経験もあることから、現時点で有する能力において他の自治体とは既に異なる状況にあると

いえる。したがって、本プロジェクトの実施においては、こうした自治体毎の状況の相違を考慮したアプローチを検討することが必要となる。

(8) 県及び地域における、選挙後の活動の開始（イニシアティブ）について

ドミニカ共和国では4年に1度、大統領、国会議員、地方自治体（すなわち市）首長全てを対象とした総選挙が行われ（次回は2020年5月選挙、同年8月就任）、大統領以下、中央省庁の幹部から市長までの人材が交代する。そして、市長交代のタイミングでCMDのメンバー入れ替えとPMDの見直しが行われる。市レベルでは、新市長のイニシアティブの下、こうした活動が実施される体制となっているが、県及び地域（Region）レベルでは実質的なイニシアティブをとるべきローカルの人材又は組織が存在せず、MEPyDがその役割を果たすこととなっている。しかしながら、SNPIPの全国展開を考えた場合、MEPyDが全ての県及び地域において遅滞なくこの役割を果たすことは困難である。現状では、一部地域ではMEPyDとの合意の下、FEDOMUがこのイニシアティブをとっているとのことであるが、どの程度公式な取り決めであるのか不明である。

4年に1度選挙が行われる度に全国各地域・各県において、誰かしら、何かしらの機関がイニシアティブをとって活動を始める必要があり、SNPIPの持続的な機能を確保するためには、この点が明確に規定される必要がある。本プロジェクト実施のプロセスにおいても十分に留意し、ドミニカ共和国側と解決に向けた協議を行って行くことが重要である。

(9) 本邦研修

本プロジェクトでは、JICAが行う参加型地方行政、地方分権化、地域開発に関する課題別研修を活用することを想定している。受注者は、JICA事務所および相手側実施機関と協議のうえ、研修員の人選、アプリケーションフォーム取り付け等、必要に応じて研修員受け入れに関する支援・調整を行う。

(10) 他ドナーとの連携

地方行政分野においては、世界銀行が「自治体開発プロジェクト」(Proyecto de Desarrollo Municipal、以下「PRODEM」という。)(2011年～2016年)を実施している。PRODEMは①組織強化、②自治体の投資への支援及び自治体による事業実施面への技術支援、③プロジェクト管理・モニタリング・評価への支援の3つのコンポーネントで構成されており、組織強化の一環としてPMD策定支援も行っている。支援対象地域は、主に南西部地域に集中しているため、本事業との重複はないが、第2フェーズの協力を検討中であることから、その内容について情報収集に努める必要がある。

このほか、欧州連合が「市民社会・地方自治体支援プログラム」(2013年～2020年)(Programa de apoyo a la Sociedad Civil y Autoridades Locales、以下、「PASCAL」という。)を実施している。PASCALは同国の50市の行政能力強化を主目的とするプログラムであり、市の行政機能の改善全般に及ぶ幅広い取り組みを行っている。主な取り組みは、市の業務構造・業務プロセスの

改善、業務掌握の合理化・簡素化、市職員の業務実施能力のモニタリング・評価などである。支援終了後の持続性を維持するため、行政省の市行政モニタリングシステム (SISMAP Municipal) という国家システムを活用している。このプログラムを担う機関の一部として DGODT や FEDOMU も参加している。また、資金面に関しては、財務省と協力してドミニカ共和国の予算システムと SNPIP のリンク強化とともに取り組んでいる。「各市のニーズを中央のセクター省庁につなげる」活動は行っておらず、本事業とは重複しないが、SNPIP の全国展開に関係することから、進捗について情報収集に努める必要がある。

(11) 広報活動

業務実施にあたっては、本協力の意義、活動内容とその成果を日本及び「ド」国の国民各層に正しく理解してもらえよう、プロジェクトホームページ、ニュースレター、ポスター等、あるいは関係機関である MEPyD、FEDOMU、ドミニカ自治体連盟 (Liga Municipal Dominicana、以下「LMD」という) 等を通じて効果的な広報に努めること。

(12) 事業実施に係るフェーズ分け

本プロジェクトについては、以下の3つの契約期間に分けて実施することを想定する。

- ・ 第1期契約 (2017年3月下旬～2018年7月下旬) : 先行サブリージョンにおける取り組みに関する業務を重点的に実施する。
- ・ 第2期契約 (2018年8月上旬～2020年3月下旬) : 残りの3県における取り組みに関する業務を重点的に実施する。
- ・ 第3期契約 (2020年4月上旬～2022年3月中旬) : 対象7県全体及び全国展開に関する業務を重点的に実施する。

最終的な精算業務の負荷軽減及び適切な実施を目的として、精算書類等を契約期間途中の業務の区切りの良い時点において確認する機会を設けることとしている。精算書類提出・確認時期については、受注者と協議のうえ決定するが、円滑な精算業務の実施に努めるものとする。

このため、第1, 2期の契約期間の終了時点において、次期契約期間の業務内容の変更の有無などについて当機構とコンサルタントが協議し、契約交渉を経て契約書を締結することとする。なお、契約期間分けについては、上記記述に拘らず、コンサルタントが適切と考える期間をプロポーザルにて提案することを可とする。

6. 業務の内容

【第1期契約期間：2017年3月～2018年7月】

(1) 業務計画書案およびワークプラン (第1期) 案の作成と協議

プロジェクトの全体像を把握し、第1期業務計画書案を作成のうえ、JICA産業開発・公共政策

部と協議する。

プロジェクト実施の基本方針・方法、実施体制、PDM、業務工程計画、詳細活動計画、要員計画、携行機材リスト等をワークプラン（第1年次案）（和文・英文）に取りまとめる。同プラン（案）を基に、ドミニカ共和国側関係者と協議、意見交換しプロジェクトの全体像を共有する。

（2）ワークプラン（第1期）の合意

また意見交換を踏まえた修正版を作成し、ワーク・プラン（第1期）として取りまとめ、JCCにおいて確認、合意することとする。

（3）ベースライン調査の実施

ア 対象地域のCMD状況、PMD策定状況などSNPIP適用状況の調査

対象地域のSNPIP適用状況を調査する。調査項目は現状把握に必要最低限のものとし、プロポーザルで提案すること。

調査項目案

・市レベル

CMDについて：有無、設立支援者、構成員、活動の概況、構成員交代の有無と方法

PMDについて：有無、更新の有無と方法

・県レベル

県開発審議会（GPD）について：有無、設立支援者、構成員、活動の概況、構成員交代の有無と方法

県開発計画（PPD）：有無、更新の有無と方法、代替となり得るセクター技術テーブル等のニーズ集約方法の有無

・中央政府レベル

既存の省戦略計画（PEI）またはセクター戦略計画（PES）における地域別記述の有無

中央政府の事業計画への地域ニーズ（PMD, PPD等）反映の実例

地域ニーズ（PMD, PPD等）を反映した中央政府の事業実施の実例

中央政府と地域ニーズ（PMD, PPD等）のマッチングの場の有無、構成員、開催場所、頻度

イ 対象地域の協力機関の調査

地域（Region）・県・市レベルでの開発審議会形成や開発計画策定などSNPIP適用を支援する能力を有すると考えられる組織であるFEDOMU、LMD、サントドミンゴ自治大学（分校を含む）、の能力を把握するための調査を実施する。

本調査は、現地再委託により実施することを認める。

調査項目は指標設定、活動計画策定に必要最低限なものとし、プロポーザルで提案すること。

調査項目案

- ・対象地域7県の事務所など所在地、SNPIP適用を支援する能力を有すると考えられる部署・学部あるいは個人の有無、役割、人員、施設及び機材の概要、主な活動
- ・MEPyDとの協定などの有無、ある場合はその内容、実績

(4) ダハボン県の各市で実施された「地方自治体計画策定能力強化プロジェクト (DECADA)」の現状を確認し、必要なフォローアップを行う。

1) 先行プロジェクトのデザイン、実施した活動、創出された成果と課題、プロジェクト終了後の進捗などを確認する。

2) ダハボン県各市におけるCMD再編とPMD更新を支援する。

支援にあたっては、先行プロジェクトDECADAで用い、MEPyDでマニュアルとして採用されている手法に従うこと。

3) ダハボン県で県レベルセクター技術テーブルの形成を支援し、形成された県レベルセクター技術テーブルによる各市PMDに含まれる事業ニーズの県レベルの集約を支援する。セクターの選定にあたっては下記(8)で選定する中央政府のパイロットセクター省庁を参照すること。

ダハボン県での市及び県レベルの支援は先行サブリージョンの中でも先行して行われるため、専門家、MEPyDを中心に対応することになると思われるが、(6)の1)で示す支援体制の能力強化の機会としても活用することができる。

(5) 対象地域の各市のSNPIP適用状況を分析する。

1) 対象地域の各市のSNPIP適用状況を分析する。

2) 地域でのSNPIPの実施に関するC/Pと(3)で調査したSNPIP適用を支援する能力を有すると考えられる関係機関の実施能力を分析する。

関係機関の実施能力の分析の方法についてはプロポーザルに示すこと。

(6) 先行サブリージョンにおいて、SNPIPに基づいたローカルニーズの集約を支援する。

本プロジェクト期間中にローカルニーズの集約を地域の支援体制が担えることを想定しているが、プロジェクト開始当初はMEPyD側体制、地域の支援体制ともに不十分であることから、能力強化を図りつつ段階的に移転・移管していくことが必要となる。そのために必要な要員体制についてはプロポーザルに示すこと。

1) 地域の関係アクター (MEPyD地域事務所、FEDOMU/ LMD、大学、NGOなど) を精査の上、地域・県・市レベルでのSNPIPに関する支援活動を担う体制 (以下、「支援体制」という。) を形成し、実施能力を強化する。

能力強化の方法については、プロポーザルで示すこと。

2) 支援体制による先行サブリージョンにおけるSNPIP適用支援のための活動計画作成を指導する。

3) 支援体制による先行サブリージョン3県 (ダハボン県を除く) 各市のCMD形成 (または再活性

化) やPMD策定(またはレビュー・更新)に向けた支援のための活動を指導する。

4) 支援体制による先行サブリージョン3県(ダハボン県を除く)ごとの各市のPMDに基づいた県レベルセクター技術テーブルの形成および同セクター技術テーブルによる県レベル事業ニーズの集約に対する支援を指導する。

5) 先行サブリージョン4県における県レベル開発評議会(CPD)の形成を支援する。

6) 支援体制による先行サブリージョン(4県)各市でのPMDの実施および市レベル事業のモニタリング・評価を指導する。

7) 先行サブリージョンレベルによる地域レベル開発評議会³の準備組織の形成を支援する。

8) 上記(4)の3)と(6)の4)で集約した県レベルのニーズに基づいて、先行サブリージョンレベルのニーズの取りまとめを支援する。

(6)支援体制による残りの3県における地域レベルでのSNPIPの適用支援のための活動計画作成を指導する。

(7)先行プロジェクト(DECADA)でパイロット省庁(観光省、農業省及び社会政策調整委員会)と共に実施した活動の成果を分析する。

(8)パイロットセクター省庁を決定する。

パイロットセクター省庁の候補として、詳細計画策定調査時に関心表明のあった商工省、農業省が先ず挙げられる。より多くのセクターの参加が得られることが望ましいが、プロジェクト実施体制を勘案しMEPyDと協議の上で決定する。

(9)決定したパイロットセクター省庁で、中央セクター技術テーブルの形成を支援する。

(10)中央セクター技術テーブルによる先行サブリージョン4県のニーズに基づいた県ごとの戦略計画(PEP)の作成・実施を支援する。

1)上記(5)の8)をとおして作成された集約された先行サブリージョン4県のニーズに基づいて、中央セクター技術テーブルが省戦略計画またはセクター戦略計画のレビューを行うことを支援する。

2)中央セクター技術テーブルによるパイロットセクターごとに4県の戦略計画(PEP)案の策定・更新を支援する。

3)4県のPEP案の内容を、パイロットセクターが次年度に作成する年間事業計画(POA)に反映させたいうで、合同技術会議で4県のセクター技術テーブルに提示し、コメントを反映させてPEPとPOAを最終化することを支援する。

³ 複数の県を含む地域レベル開発評議会は2016年現在存在しないため、本プロジェクトでは、先ず先行サブリージョン4県でパイロット的な地域開発評議会を形成方法を試行する。

- 4) 新規事業の実施が必要な場合は、公共投資システム (SNIP) への登録を支援する。
- 5) 4県のPEP案の内容が反映されたパイロットセクターのPOAの中で、集約されたニーズを反映した事業の実施を確認する。

(11) G/P研修の実施

上記(5)の能力分析の結果を踏まえ、上記5.(10)に留意しつつ、G/Pに対する本邦研修を実施する。

(12) Monitoring Sheetおよび報告書の作成

Monitoring Sheetおよびプロジェクト事業進捗報告書に関し、7.(1)に従い作成し、JICAドミニカ共和国事務所へ提出するとともに、同内容をJICA産業開発・公共政策部に報告する。

【第2期契約期間：2018年9月～2020年3月】

(1) 業務計画書案およびワークプラン(第2年次)の作成及び協議

第2期の業務計画書案を作成し、JICA産業開発・公共政策部と協議する。

第1期の(1)の2)で作成した、ワークプランを基に、プロジェクト進捗状況など必要に応じ修正を行い、ワークプラン(第2年次)案を作成する。同プラン(案)を基に、ドミニカ共和国側関係者と協議、意見交換しプロジェクトの全体像を共有する。

(2) ワークプラン(第2期)の合意

また意見交換を踏まえた修正版を作成し、ワーク・プラン(第2期)として取りまとめ、JCCにおいて確認、合意することとする。

(3) 先行サブリーションで第1期に続いて、支援体制による各市のCMD形成(または再活性化)やPMD策定(またはレビュー・更新)、各県の県レベルセクター技術テーブルの形成および同セクター技術テーブルによる県レベル事業ニーズの集約、PMDの実施および市レベルの事業のモニタリング・評価に対する支援活動を指導する。(第1期(6))

(4) 残りの3県において、第1期の(6)で作成した活動計画に基づき、SNIPに基づいたローカルニーズの集約を支援する。

1) 支援体制による残りの3県各市のCMD形成(または再活性化)やPMD策定(またはレビュー・更新)に向けた支援活動を指導する。

2) 残りの3県の各市のPMDに基づいて、各県ごとにセクター技術テーブルの形成と、県レベルセクター技術テーブルによる県レベル事業ニーズの集約を、支援体制とともに支援する。

3) 残りの3県における県レベル開発評議会(CPD)の形成を支援する。

4) 支援体制による残りの3県の各市でのPMDの実施および市レベル事業のモニタリング・評価を

指導する。

(5) 対象地域7県地域開発評議会 (CRD) の形成を支援する。

(6) 先行サブリージョンと残りの3県で集約されたニーズを合わせて、地域レベルのニーズを集約することを支援する。

(7) (10) で作成される地域戦略計画案 (PER) のCRDによる承認を支援する。

(8) 先行サブリージョンで第1期に続いて、中央セクター技術テーブルによる先行サブリージョン4県のニーズに基づいた県ごとの戦略計画 (PEP) の作成・実施を支援する。(第1期(10))

(9) 残りの3県のニーズに基づいた県ごとの戦略計画 (PEP) の作成・実施を支援する。

1) (4) 2) を通して作成された集約された残りの3県のニーズに基づいて、中央セクター技術テーブルによる省戦略計画またはセクター戦略計画のレビューを支援する。

2) 中央セクター技術テーブルによるパイロットセクターごとの残りの3県の戦略計画 (PEP) 案の策定を支援する。

3) パイロットセクターが残りの3県のPEP案の内容を次年度に作成する年間事業計画 (POA) に反映させたうえで、合同技術会議で残りの3県の県レベルセクター技術テーブルに提示し、コメントを反映させてPEPとPOAを最終化することを支援する。

4) 新規事業の実施が必要な場合は、公共投資システム (SNIP) への登録を支援する。

5) 残りの3県のPEP案の内容が反映されたパイロットセクターのPOAの中で、集約されたニーズを反映した事業の実施を確認する。

(10) 中央セクター技術テーブルが(6) で作成される地域レベルニーズを検討したうえで、セクターごとに対象7県のPEPを統合する形で地域戦略計画 (PER) 案を作成することを支援する。

(11) C/P研修の実施

第1期の(11)の成果を踏まえ、上記5.(10)に留意しつつ、C/Pに対する本邦研修を実施する。

(12) Monitoring Sheetおよび報告書の作成

Monitoring Sheetおよびプロジェクト事業進捗報告書に関し、7.(1)に従い作成し、JICAドミニカ共和国事務所に対し提出するとともに、同内容をJICA産業開発・公共政策部に報告する。

【第3期：2020年5月～2022年3月】

(1) 業務計画書案およびワークプラン（第3期）の作成及び協議

第3期の業務計画書案を作成し、JICA産業開発・公共政策部と協議する。

第2期の(1)の2)で作成した、ワークプランを基に、プロジェクト進捗状況など必要に応じ修正を行い、ワークプラン（第3期）案を作成する。同プラン（案）を基に、ドミニカ共和国側関係者と協議、意見交換しプロジェクトの全体像を共有する。

(2) ワークプラン（第3期）の合意

また意見交換を踏まえた修正版を作成し、ワーク・プラン（第3期）として取りまとめ、JCCにおいて確認、合意することとする。

(3) 第1、2期に引き続き、支援体制による市、県、地域レベルの開発評議会運営と各レベルのニーズ集約支援を指導する（第2期（3）および（4））

(4) (3)の活動結果に基づいて、SNPIPの全国展開を想定した「地域レベル支援体制構築マニュアル」を作成する。

(5) 第1、2期に引き続き、県のニーズに基づいた県ごとの戦略計画（PEP）の作成・実施を支援する。（第2期（8）および（9））

(6) (5)の活動結果に基づいて、「地域戦略計画策定ガイドライン」を作成する。

(7) プロジェクト成果の取りまとめ及び関係機関への共有

「地域レベル支援体制構築マニュアル」「地域戦略計画策定ガイドライン」について、MEPyD及びFEDOMU、LMDを通じて知見共有化セミナー、研修会の開催の支援を行う。

(8) エンドライン調査の実施

第1年次契約の(3)で実施したベースライン調査に基づき設定した指標の達成状況等を評価するために必要なデータを収集することを目的として、本プロジェクト終了6か月前までにエンドライン調査を実施する

(9) Monitoring Sheetおよび報告書の作成

Monitoring Sheetおよびプロジェクト事業完了報告書に関し、7.(1)に従い作成し、JICAドミニカ共和国事務所に対し提出するとともに、同内容をJICA産業開発・公共政策部に報告する。

7. 成果品

業務の各段階において作成・提出する報告書・技術協力成果品等は以下の通り。なお、本契約

における成果品は、第1期、第2期はプロジェクト事業進捗報告書、第3期はプロジェクト事業完了報告書とし、それぞれ（2）の技術協力成果品を添付するものとする。

契約期	レポート名	提出時期	部数など
第1期	業務計画書 (共通仕様書の規定に基づく)	契約締結後10営業日 以内	和文2部
	ワークプラン (Monitoring Sheet 第1号を含む)	業務開始から1か月以 内	西文5部 和文5部
	Monitoring Sheet 第2号	最初の専門家派遣開 始から6か月後	電子データに よる提出のみ (西、和文)
	Monitoring Sheet 第3号	第2号から6か月後	同上
	プロジェクト事業進捗報告書	第1期契約終了時	西文5部 和文5部
第2期	業務計画書 (共通仕様書の規定に基づく)	契約締結後10営業日 以内	和文2部
	ワークプラン (Monitoring Sheet 第4号を含む)	業務開始から1か月以 内	西文5部 和文5部
	Monitoring Sheet 第5号	第3号から12か月後	電子データに よる提出のみ (西、和文)
	Monitoring Sheet 第6号	第5号から6か月後	同上
	プロジェクト事業進捗報告書 (Project Progress Report) (Monitoring Sheet 第7号を含む)	第2期契約終了時	西文5部 和文5部
第3期	業務計画書 (共通仕様書の規定に基づく)	契約締結後10営業日 以内	和文2部
	ワークプラン	業務開始から1か月以 内	西文5部 和文5部
	Monitoring Sheet 第8号	第6号から12か月後	電子データに よる提出のみ (西、和文)
	Monitoring Sheet 第9号	第8号から6か月後	同上

	Monitoring Sheet 第10号	第9号から6か月後	同上
	プロジェクト事業完了報告書 (Project Completion Report)	第3期契約終了時	和文：8部 西文：29部 CD-R：3枚

プロジェクト事業完了報告書については製本することとし、その他の報告書等は簡易製本とする。報告書等の印刷、電子化（CD-R）の仕様については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷、電子媒体に関するガイドライン」を参照する。

各報告書の記載項目（案）は以下のとおりとする。最終的な記載項目の確定に当たっては、JICAと受注者で協議、確認する。

ア ワーク・プラン記載項目（案）

- a) プロジェクトの概要（背景・経緯・目的）
- b) プロジェクト実施の基本方針
- c) プロジェクト実施の具体的方法
- d) プロジェクト実施体制（JCCの体制等を含む）
- e) Monitoring Sheet
- f) 業務フローチャート
- g) 要員計画
- h) 先方実施機関便宜供与負担事項
- i) その他必要事項

イ プロジェクト業務進捗報告書／完了報告書記載項目（案）

- a) プロジェクトの概要（背景・経緯・目的）
- b) 活動内容（業務フローチャートに沿って記述）
- c) プロジェクト実施運営上の課題・工夫・教訓（業務実施方法、運営体制等）
- d) プロジェクト目標の達成度
- e) 上位目標の達成に向けての提言
- f) 次期活動計画（進捗報告書のみ）
- g) その他必要事項

添付資料（和文に添付する資料は西文でも構わない。）

- ① Monitoring Sheet
- ② 業務フローチャート
- ③ 詳細活動計画（WBS等を活用）
- ④ 専門家派遣実績（要員計画）（最新版）

⑤研修員受入れ実績

⑥供与機材・携行機材実績（引渡しリスト含む）

⑦合同調整委員会議事録等

⑧その他活動実績

注) d)、e) 及び⑥の引渡しリストは完了報告書のみに記載

(2) 技術協力成果品等

受注者が直接作成する以下の資料を提出する。なお、提出に当たっては、それぞれの完成年次のプロジェクト事業進捗報告書／完了報告書に添付して提出することとする。

ア ベースライン調査報告書

イ エンドライン調査報告書

(3) 受注者業務従事月報

受注者は、国内・海外における業務従事期間中の業務に関し、以下の内容を含む月次の業務報告を作成し、共通仕様書第7条に規定されている受注者業務従事月報に添付してJICAに提出する。なお、先方と文書にて合意したものについても、適宜添付の上、JICAに報告するものとする。

ア 今月の進捗、来月の計画、当面の課題

イ 活動に関する写真

ウ 業務フローチャート

【第3 業務実施上の条件】

1. 業務行程

本件に係る業務行程は2017年3月下旬より開始し、下記の通りの3期間に分けて実施することにより、約60か月後の終了を目途とする。

- (1) 第1期：2017年3月下旬～2018年7月下旬
- (2) 第2期：2018年8月上旬～2020年3月下旬
- (3) 第3期：2020年4月上旬～2022年3月中旬

2. 業務量の目途と業務従事者の構成（案）

(1) 業務量の目途

業務量は以下を目途とする。

第1期 約 38 人月

第2期 約 42 人月

第3期 約 36 人月

(全体) 約 116 人月

(2) 業務従事者の構成（案）

本業務には、以下に示す分野を担当する専門家の配置を想定するが、コンサルタントは、業務内容を考慮の上、より適切な要員構成がある場合、プロポーザルにて提案すること。また、以下に記載の格付けは目安であり、これを超える格付け提案を行う場合は、その理由及び人件費を含めた事業費全体の経費節減の工夫をプロポーザルに明記すること。

ア 地域開発計画制度構築(2号)

イ 参加型地域開発(2号)

ウ セクター調整

エ 参加型地域開発支援/業務調整

また、本プロジェクトでは市レベルのニーズ集約の過程で女性グループが参加するなど制度的に女性の視点が組み込まれるように工夫されているが、県、地域レベルでのニーズ集約においても継続的にモニタリングしていく必要があることから、団員中にジェンダーの知見を有する専門家を配置することが望ましい。

3. 相手国の便宜供与

(1) カウンターパートの配置

(2) 事務所スペースの提供

サントドミンゴ市内 MEPyD 施設内および対象地域（サンティアゴ市を予定）の MEPyD 地域事務所

4. 配布資料及び閲覧資料

【配布資料】

- ・ 詳細計画策定調査報告書（案）

5. 業務用機材

第1次契約当初から4輪駆動車2台をプロジェクト車両としてJICAドミニカ共和国事務所から貸与する。

その他業務遂行上必要な機材があれば、プロポーザルの中で提案すること。

6. 現地再委託

以下業務については、経験・知見を豊富に有する機関・受注者・NGOに再委託して実施することを認める。

- 1) 対象地域のSNPIP適用状況に係るベースライン調査の実施(指標・目標値の設定)。
- 2) エンドライン調査の実施(上記ベースライン調査で設定した指標の達成状況等を評価するために、必要なデータを収集することを目的として、エンドライン調査を実施する)

現地再委託にあたっては、「受注者等契約における現地再委託契約手続きガイドライン」に則り選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行うものとする。

プロポーザルでは、可能な範囲で、現地再委託対象業務の実施方法と契約手続き（見積書による価格比較、入札等）、価格競争に参加を想定している現地業者の候補者名並びに現地再委託業務の監督・成果品の検査の方法等、具体的な提案を行うこと。

なお、上記に係る経費は本見積もりに含めること。

7. その他留意事項

(1) 安全管理

受注者は、現地作業期間中、安全管理に十分留意すること。当地の治安状況についてはJICA事務所、在ドミニカ共和国日本大使館において十分な情報収集を行うとともに、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。またJICA事務所と随時連絡が取れる体制とし、特に地方部にて活動を行う場合は、当地の治安状況、移動手段等について緊密に連絡をとるよう留意する。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録すること。

(2) 複数年度契約

本プロジェクトにおいては、各契約期間において年度に跨る契約（複数年度契約）を締結することとし、年度を跨る現地作業及び国内作業がある場合も継続して実施することができる。経費

の支出についても、年度末に切れ目なく行えることとし、会計年度毎の精算は必要ない。